

岐阜県公報

第二千四百十八号
平成二十五年二月八日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(地域福祉国保課)	六七
指定施術機関の廃止の届出	(同)	六八
保安林に指定する予定である旨の通知の取消し	(治山課)	六八
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	六八
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	六八
選挙管理委員会告示		
市町村の区域を分けて開票区を設置	(選挙管理委員会)	六九
収用委員会告示		
収用及び使用の裁決手続の開始決定の更生決定	(収用委員会)	六九
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七〇
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	七〇
公共測量の終了	(用地課)	七一
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七二
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	七四
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	七五

告示

岐阜県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
鍼灸・マッサージ 京都治療院	岩井 琢郎	岐阜市三田洞八五八	平成四・四・一
曾我治療院	曾我 明広	多治見市上野町三一五 クレストサトウ三C	平成四・六・二
緑新接骨院	伊藤 康博	瑞穂市森七八三二	平成四・六・六
アキラ鍼灸接骨院	黒澤 彰	大垣市小泉町三七一一	平成四・七・一
治療院ひまわり	大我 健侍	瑞穂市別府五三九五 太陽荘ビル一	平成四・八・六
水野鍼灸院レディー	水野 美智代	安八郡神戸町落合八四四	平成四・八・二四

- たきろ鍼灸整骨院 砂場博之 多治見市滝呂町二一 平成西・八六
- 志知接骨院 志知成司 羽島市正木町六三三 平成西・一〇一
- 小野島長生療院 小野島賢 揖斐郡大野町瀬古八八 平成西・一〇三
- 太田接骨院 太田哲夫 土岐市泉郷町一六一 平成西・一〇三
- リカー鍼灸治療院 井口桂 土岐市泉町大富二四四 平成西・二一
- ココロあすなるマツ サージ 加藤照健 恵那市武並町竹折一六九 平成西・三一
- ココロあすなるマツ サージ 同 中津川市手賀野七二七 同

岐阜県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- にしむら鍼灸治療所 西村幸司 揖斐郡池田町本郷三一七 平成西・六三六
- 土屋はり院 土屋金弘 中津川市苗木五〇六一 平成西・七三三
- こはら治療院 小原大作 羽島郡岐南町野中五七 平成西・九三〇

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林予定森林に関する通知を取り消す旨の通知を受けたので、保安林に指定する予定である旨の通知（平成二十四年岐阜県告示第三百二十七号）を取り消す。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
境谷	加茂郡東白川村越原日向	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
境谷	加茂郡東白川村越原日向	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第十八条第二項の規定により、揖斐川町議会議員選挙(その一部の選挙区において執行される法第百九条に規定する再選挙又は法第百十三条に規定する補欠選挙を除く。)と同日に執行される揖斐川町長選挙について市町村の区域を分けて次のとおり開票区を設けたので、同条第三項の規定によりその旨告示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

市町村名	開票区名	同 上 区 域
揖斐川町	揖斐川開票区	北方、極楽寺、上南方、若松、房島、桂、三輪、大光寺、小谷、小野、志津山、上三野、上岡島、下岡島、長良、清水、島、福島、腰永、上東野、小島、上野、白樺、市場、瑞岩寺、黒田、新宮、岡、和田
谷汲開票区	谷汲開票区	谷汲深坂、谷汲大洞、谷汲名札、谷汲徳積、谷汲高科、谷汲岐礼、谷汲長瀬、谷汲有鳥、谷汲木曾屋、谷汲神

春日開票区	原
春日開票区	春日六合、春日香六、春日小宮神、春日川合、春日中山、春日美束
久瀬開票区	乙原、東津汲、小津、櫻原、日坂、西津汲、外津汲、三倉
藤橋開票区	西横山、東横山、鶴見、東杉原、徳山、開田、山手、榎原、塚、戸入、門入
坂内開票区	坂内川上、坂内坂本、坂内広瀬

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第二号

収用及び使用の裁決手続の開始に関する告示(平成二十五年岐阜県収用委員会告示第一号)において公告した土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定による収用及び使用の裁決手続の開始の決定について、土地所有者の氏名及び住所の更正の決定をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 更正決定の内容

「四 土地所有者の氏名及び住所」中

土地登記簿権利部共有者
磯野 亮治(持分一六二分の一)

土地登記簿権利部共有者
(亡)磯野 亮治(持分一六の二)の法定相続人
森 せつ子(法定相続分四)

<p>岐阜県各務原市鷺沼羽場町五丁目九八番 地</p> <p>二分 八六 六分 八六</p> <p>愛知県一宮市中町二丁目四番二号 岐阜県各務原市鷺沼羽場町五丁目九八番 岐阜県各務原市鷺沼羽場町五丁目九八番 地</p> <p>更正の決定をした年月日 平成二十五年一月十五日</p> <p>公 示</p> <p>特定非営利活動法人の設立認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十五年二月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>分の一 磯野 輝（法定相続分四八の二） 磯野 悦子（法定相続分四分の一）</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野二七二番地 五 定款に記載された目的 この法人は、ネパールに対して教育環境の拡充など文化的な生活環境の整備発展を支援するとともに、日本においてネパールの文化や芸能などの普及を図りつつ、在日ネパール人への日本の文化等の情報提供や生活支援を行う活動を通じて、日本とネパールとの相互理解を深め両国間の国際協力と親善交流の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十五年二月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十四日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ市民協 三 代表者の氏名 河合 竹乃 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色五丁目五番一三号 五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づいて、非営利公益の社会サービス活動を行ない、誰もが心ゆたかに安心して暮らしていけるコミュニティある地域づくり、自治体も含めた連携やネットワークの構築によって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十五日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KIZUNA日本・ネパール 三 代表者の氏名 ADHIKARY ANJANA DHITAL</p>	<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p>

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやか伝言ばん

三 代表者の氏名 河合 肇

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼東町八丁目五番地

五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づいたふれあい社会

づくりをスローガンに高齢者を対象に、ともに協力しあつて創造的な福祉サービスを提供し、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十四年八月三日から

同 二十五年一月十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町並びに加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県長良川上流河川開発工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県長良川上流河川開発工事事務所

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、三級基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年九月二十四日から

同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

郡上市大和町内ヶ谷

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

		(薬局)										ク																																																																											
名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定																																																																																				
まもる薬局	安八郡輪之内町大吉新田字登ノ 割一〇七六一	育成・更生	平成 二五・二・一	中部薬品南土岐薬局	土岐市妻木町大沼一六五〇二	同	同	中部薬品関中央薬局	関市緑町二一一〇	同	同	中部薬品大垣中央薬局	大垣市林町七丁目字敷下六六四	同	同	中部薬品かたひら薬局	可児市帷子新町二八一	同	同	中部薬品中濃厚生病院 前薬局	関市西本郷一三一	同	同	ユタカ調剤薬局禾森	大垣市禾森町四一三三	同	同	大丸薬局	美濃加茂市加茂野町木野四六八 二八	同	同	ハーズ美濃調剤薬局	美濃市中央四三一七	同	同	ハーズ多治見調剤薬局 豊岡店	多治見市豊岡町三六九	同	同	ハーズ大垣調剤薬局笠 木店	大垣市笠木町六五二三	同	同	あい調剤薬局/ほづみ	瑞穂市別府七九〇一	同	同	丸久薬局	瑞浪市寺河戸町二九二六	同	同	サニー調剤薬局	大垣市荒尾玉池一四七	同	同	有限会社ホープ薬局	羽島市竹鼻町二七二	同	同	リス薬局	中津川市駒場四五六	同	同	みずほ薬局	瑞穂市別府堤内三の町七二四 一	同	同	ほづみ薬局	瑞穂市別府四〇八三	同	同	中島薬局	土岐市下石町一一一	同	同	おおはし薬局旭町店	大垣市旭町八一	同	同	(名) だるまや薬局	羽島郡笠松町上本町八〇	同	同	カトウ薬局新井店	羽島市正木町新井四〇四	同	同
中部薬品高山中央薬局	高山市昭和町三一四五	同	同	中部薬品多治見中央薬 局	多治見市前畑町三三三一	同	同	中部薬品多治見インタ ー薬局	多治見市若松町二四八	同	同	中部薬品可児薬局	可児市土田一三五六三三三	同	同	Zipファーマシー白 沢駒場薬局	中津川市駒場字西山一六六六 三七四一	同	同	本巣調剤薬局	本巣市曾井中島字宮前一〇一七 四	同	同	コスモス薬局大垣店	大垣市禾森町五五〇	同	同	コスモス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六一一	同	同	マイプル調剤薬局	各務原市蘇原新生町二四七 二	同	同	有限会社さくら薬局	飛驒市古川町三之町八二九	同	同	有限会社まみや調剤薬 局	可児市広見字光山前八四七一 〇	同	同	おりべ調剤薬局	多治見市太平町一一三一	同	同	コスモス調剤薬局	加茂郡白川町赤河一〇六三一	同	同	寺島調剤薬局系貫店	本巣市仏生寺一三三	同	同	本巣薬局中央調剤	瑞穂市馬場上光町一一〇一	同	同	ホンデン本巣薬局	瑞穂市本田一〇四五四	同	同	中部薬品恵那薬局	恵那市長島町中野一二三	同	同																				

アオイ薬局三宅店	羽島郡岐南町三宅一 一七四	同	同
アオイ薬局笠松店	一 羽島郡笠松町田代字天神 三五五	同	同
アオイ薬局七宗店	一 加茂郡七宗町上麻生字渡合二 六一	同	同
大手町薬局	美濃加茂市大手町二 三〇	同	同
山中薬局西友滝呂店	一 多治見市滝呂町二 一八五	同	同
山中薬局太平店	多治見市太平町五 二九	同	同
ひばり薬局	不破郡垂井町杵録二二〇 四 五	同	同
ささゆり薬局多治見店	多治見市宝町八 六一	同	同
ペリカン薬局	四 各務原市蘇原興亜町四 六二	同	同
ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三 一 二四	同	同
ユタカ調剤薬局新田	大垣市新田町一 一二	同	同
ひばり薬局東神田店	二 不破郡垂井町東神田二 二三	同	同
株式会社伊藤薬局	高山市本町三 六	同	同
リス薬局大井店	五 恵那市大井町字神徳一〇〇二	同	同
藤江調剤薬局	ル 大垣市藤江町二 一 八新光ビ	同	同
平成調剤薬局羽島店	羽島市竹鼻町錦町七 一	同	同
ヤマト竹鼻調剤薬局	羽島市竹鼻町丸の内五 三三	同	同
ゴトウ薬局	土岐市泉町大宮二二〇 四	同	同
ダルマ薬局	恵那市長島町中野二二二六 七	同	同
しいのみ薬局	関市上白金一〇五 一	同	同
ささゆり薬局岩村店	恵那市岩村町一六五五 七	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出	瑞浪市薬師町一 四一	同	同	同
ウノ薬局	同	同	同	同
ベンギン堂薬局	土岐市泉が丘町一 一六一	同	同	同
ファイブ調剤薬局みずほ局	瑞穂市馬場前畑町三 四一	同	同	同
バイパス店	中津川市中津川二二二三 八	同	同	同
エール調剤薬局中津川	同	同	同	同
エール調剤薬局駒場店	中津川市駒場一四九三 二	同	同	同
エール調剤薬局坂下店	中津川市坂下八七八 一	同	同	同
株式会社伊藤薬局桐生店	高山市桐生町五 三三九	同	同	同
株式会社伊藤薬局石浦店	高山市石浦町六 二〇三 一	同	同	同
ささゆり薬局土岐店	土岐市肥田浅野笠神町二 一二	同	同	同
ささゆり薬局大畑店	多治見市大畑町大洞二 一五	同	同	同

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。
平成二十五年二月八日

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しよつとする医療の種類	自立支援医療の種類	変更月日
森川クリニック	大垣市南類町四八六	科 腎臓透析内	腎臓	同	平成三〇・七一
大垣市民病院	恵那市長島町中野六一六	科 頭頸部・耳鼻いんこう	耳鼻咽喉科	育成・更生	平成三〇・七一

社会医療法人 厚生会多治見 市民病院	多治見市前畑町三 四三	歯科 口腔外	同	平成 三・四・一
社会医療法人 厚生会多治見 市民病院	多治見市前畑町三 四三	整形外科	同	同
大垣市民病院	大垣市南類町四 八六	外科、小児 科	同	平成 三・三・一

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 更
サン調剤薬局雁永店	二 揖斐郡揖斐川町雁永二五七五	育成・更生	平成 三・四・一
あいらんど調剤薬局本店	同 関市住吉町二五二	同	平成 三・六・一

指定自立支援医療機関の指定辞退
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立
 支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医 療を担当す る診療科名	担当しよ うとする医 療の種類	自立支 援医療の 種類	年 月 日 退
羽島市民病院	羽島市新生町三 二四六	整形外科	整形外科	育成・ 更生	平成 三・六・三〇
社会医療法人 厚生会多治見 市民病院	多治見市前畑町三 四三	歯科 口腔外	口腔	同	平成 三・四・一
社会医療法人 厚生会多治見 市民病院	多治見市前畑町三 四三	整形外科	整形外科	同	平成 三・三・三

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 退
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一 三七	育成・更生	平成 三・一・三〇
すみれ薬局	中津川市茄子川一五一 一六七	同	平成 二・一・一六
すみれ薬局東野店	同 恵那市東野二〇〇七 二	同	同

平成二十五年二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社